

金沢市空き家等活用パートナー支援補助金交付要綱

令和7年3月24日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例（平成27年条例第54号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、空き家等の管理及び活用を積極的に行う空き家等管理活用支援法人に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 条例第2条第1項第1号に規定する空き家等をいう。
- (2) 支援法人 市長が空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき指定する空き家等管理活用支援法人
- (3) 空き家等活用パートナー支援事業 支援法人が行う次のアからウまでのいずれかに該当し、政治的又は宗教的な活動を目的としない事業（以下「補助事業」という。）
 - ア 空き家等の管理又は活用に関する相談対応又は提案事業
 - イ 空き家等の管理又は活用のための普及啓発事業
 - ウ その他空き家等の更なる活用促進に繋がる事業として市長が認めるもの

(補助金の交付)

第3条 市長は、補助事業を行う支援法人に対し、当該事業に要する経費の一部について、毎年度予算の範囲内で補助金を交付することができる。ただし、一の支援法人が補助金の交付を受けることができる年度は、通算で3年度を限度とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる費用（以下「対象経費」という。）は、補助事業に要する費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 講師等の謝礼及び旅費
- (2) 印刷製本費
- (3) 通信運搬費
- (4) 委託料

(5) 借上料

(6) 消耗品費

(7) その他市長が必要と認める費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費の額以内の額（この額に10,000円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とし、その額は、1,000,000円を超えないものとする。

(補助金交付申請)

第6条 支援法人は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金交付変更申請)

第8条 支援法人は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容の変更をしようとするときは、市長が別に定める申請書により、市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助事業者が支援法人でなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(事業の中止又は廃止)

第10条 支援法人は、補助金の交付決定後において、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長が別に定める申請書により、市長に申請しなければならない。

(完了実績報告)

第11条 支援法人は、補助事業が完了したときは、遅滞なく市長が別に定める実績報告書

により、市長に報告するものとする。

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、当該報告の内容の審査により、当該報告に係る補助事業の成果が適當であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支援法人に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の額の確定後、支援法人から提出される請求書に基づき、当該補助事業に対し補助金を交付するものとする。

(適用除外)

第14条 市長は、次に掲げる場合には、補助金を交付しない。

- (1) 当該補助事業について、この要綱に規定する補助金のほかに国又は地方公共団体から補助金の交付を受ける場合
- (2) 支援法人が市税を滞納している場合

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。